

野焼きは 重大な犯罪です!!



**廃棄物の野外焼却（野焼き）は
法律により原則禁止されています。**

野焼きは、煙やにおいて周辺に迷惑をかけるだけでなく、
ダイオキシンの発生など大気汚染の原因にもなります。
ごみは燃やさないで適正な処理をしましょう。

ごみを違法に野焼きすると、

**5年以下の懲役もしくは 1000万円以下の罰金、
又はその両方を課せられることがあります。**

【お問合せ先】 北斗市役所 市民部環境課 0138-73-3111